

「第3次大阪府スポーツ推進計画」(案)に対する府民意見等と大阪府の考え方について

- 募集期間：令和4年2月8日（火曜日）から令和4年3月9日（水曜日）まで
- 募集方法：電子申請、郵送、ファックス
- 募集結果：3名から14件の意見提出がありました（うち意見の公表を望まないもの1件）

いただいたご意見に対する大阪府の考え方は以下のとおりです。

※いただいたご意見等については、趣旨を損なわない範囲で一部要約・抜粋しています。

no.	ご意見等の概要	大阪府の考え方
第1章 継承と発展～第3次大阪府スポーツ推進計画の策定～		
1	<p>「(5) 持続可能な開発目標 (SDGs)」を削除してください。</p> <p>SDGsとは、開発途上国への支援など人類に普遍であり必要不可欠な問題に対して適用されるべきです。スポーツは、趣味娯楽であり、実態として勝ち負けにこだわっており、非日常の世界であり、不要不急です。スポーツ政策が無くても何も困りません。</p>	<p>第3次大阪府スポーツ推進計画は、スポーツ基本法に基づき、国の第3期スポーツ基本計画を参酌しつつ、大阪府スポーツ推進審議会からの答申を踏まえ、大阪府として取りまとめたものです。</p> <p>いただいた内容につきましては、ご意見として承るとともに、本計画について、広く府民等に周知を行い、計画がめざすスポーツ像や基本理念等について、正確な理解と共有が図られるよう、努めていきます。</p> <p>なお、本府は、「大阪・関西万博」の開催都市として、SDGsの実現に貢献していくことが求められており、本計画では、多様な価値を有するスポーツを通じ、持続可能な社会の実現に貢献していくこととしています。</p>
「第2章 計画の基本的な考え方」に関すること		
2	<p>府民がスポーツを「する」ことは「健康増進、人との交流」という目的を果たすために有意義です。しかし、府民が「みる」「ささえる」ことにより、「楽しんでいる」とか「健康で生き生きとした生活が営まれている。」とは言えません。スポーツ観戦が趣味ではない府民は多数います。また、私自身は、ささえたいとは思いません。</p> <p>「みる」と「ささえる」を削除してください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/></p>	<p>第3次大阪府スポーツ推進計画は、スポーツ基本法に基づき、国の第3期スポーツ基本計画を参酌しつつ、大阪府スポーツ推進審議会からの答申を踏まえ、大阪府として取りまとめたものです。</p> <p>いただいた内容につきましては、ご意見として承るとともに、本計画について、広く府民等に周知を行い、計画がめざすスポーツ像や基本理念等について、正確な理解と共有が図られるよう、努めていきます。</p>

3	<p>「勝ってこそがスポーツである」というような一つの固定観念にとらわれず」という表現は、この固定観念を受容していることになります。府民のために実施するスポーツには、このような固定観念は不要です。</p> <p>このため、例えば、「勝ってこそがスポーツである」というような考え方を排除し」というように、勝ち負けにこだわる姿勢を否定する表現にしてください。</p>	<p>第3次大阪府スポーツ推進計画は、スポーツ基本法に基づき、国の第3期スポーツ基本計画を参酌しつつ、大阪府スポーツ推進審議会からの答申を踏まえ、大阪府として取りまとめたものです。</p> <p>いただいた内容につきましては、ご意見として承るとともに、本計画について、広く府民等に周知を行い、計画がめざすスポーツ像や基本理念等について、正確な理解と共有が図られるよう、努めていきます。</p>
4	<p>「そして、それぞれは関係しており、」から「両方を体感することができる。」までを削除してください。</p> <p>「みる」楽しさから「する」への活動意欲につながっていくことは理想論です。現実には、スポーツ観戦をする人のうち多くは「する」ことはありません。</p>	<p>なお、国の計画や本計画に記載している、広い概念であるスポーツの捉え方を踏まえ、多様な楽しみ方があることを前提に、スポーツ施策を推進していきます。</p>
<p>第3章 施策の具体的方向性 1の柱 誰もが地域で楽しむスポーツ・健康づくり</p>		
5	<p>「また、本計画においては、」から「障がい者に対する理解や配慮につなげていく必要がある。」までを削除してください。</p> <p>障害は日常の中で発生するので、日常を生きる障がい者に対して直接「理解や配慮」を行えば良いのです。障がい者スポーツに対する関心は不要であって、障がい者や障害そのものへの関心が必要なのです。</p>	<p>第3次大阪府スポーツ推進計画は、スポーツ基本法に基づき、国の第3期スポーツ基本計画を参酌しつつ、大阪府スポーツ推進審議会からの答申を踏まえ、大阪府として取りまとめたものです。</p> <p>いただいた内容につきましては、ご意見として承るとともに、本計画について、広く府民等に周知を行い、計画がめざすスポーツ像や基本理念等について、正確な理解と共有が図られるよう、努めていきます。</p>
6	<p>「パラリンピアンへの派遣、」を削除してください。</p> <p>障害は日常に存在するため、日常を生きる障がい者こそが、課題を抱える障がい者であり、その人々への理解が必要なのです。日常を生きる障がい者から学ぶべきです。</p>	<p>なお、国の計画においても、障がい者スポーツの関心を高め、理解啓発に取組み、共生社会をめざすとされています。</p>
7	<p>「障がいのない人に対しても、障がい者スポーツの魅力伝えていく必要がある。」を削除してください。</p> <p>コンテンツが良ければ、公共機関が伝えなくても、クチコミなどで普及しています。</p>	

8	<p>「それに関して、次世代アスリートの養成を含め、」から「そのようなトップアスリートと触れ合える機会も積極的に創出していく。」までを削除してください。</p> <p>市民がスポーツを楽しむ場合、スポーツは手段です。市民は生活の範囲内でスポーツをしています。トップアスリートにとってスポーツは目的です。</p>	<p>第3次大阪府スポーツ推進計画は、スポーツ基本法に基づき、国の第3期スポーツ基本計画を参酌しつつ、大阪府スポーツ推進審議会からの答申を踏まえ、大阪府として取りまとめたものです。</p> <p>いただいた内容につきましては、ご意見として承るとともに、本計画について、広く府民等に周知を行い、計画がめざすスポーツ像や基本理念等について、正確な理解と共有が図られるよう、努めていきます。</p> <p>なお、高い競技力を備えたトップアスリートのパフォーマンスに触れることを通じて、スポーツの魅力を体験することは重要であり、スポーツへの関心を高めることにつながると認識しています。</p>
9	<p>私ども公益財団法人大阪府スポーツ協会（以下「府スポーツ協会」という。）は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の自立的な運営の促進に向けた支援を担う中間支援組織として令和4年4月から「大阪府総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」を設置する予定をしております。</p> <p>国の「第2期スポーツ基本計画」によると、総合型クラブの質的充実の具体的施策として、「地方公共団体は、中間支援組織について、例えば地方スポーツ推進計画に位置付けを示すなど、中間支援組織を支援し、総合型クラブの質的充実等を促進する」と記載されています。</p> <p>また、「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策（令和元年8月7日スポーツ庁長官決定）」にも、「総合型クラブの質的充実」の「具体的方策」として、「中間支援組織による登録・認証制度の運用を通じて、都道府県における総合型クラブの質的充実を図る。その際、地方自治体においてスポーツ部局以外の関連する部局との連携も含めた協力体制の構築を図る」と記載されています。</p> <p>以上のことを踏まえて「第3次大阪府スポーツ推進計画」（p24～26）においても、府スポーツ協会が設置する中間支援組織の位置づけや具体的な支援方策についても記載をお願いいたします。</p>	<p>第3次大阪府スポーツ推進計画は、スポーツ基本法に基づき、国の第3期スポーツ基本計画を参酌しつつ、大阪府スポーツ推進審議会からの答申を踏まえ、大阪府として取りまとめたものです。</p> <p>地域スポーツの担い手である総合型地域スポーツクラブの支援は重要であることから、本計画では、「地域でスポーツを楽しむ環境づくり」の具体的な取組例として、「総合型地域スポーツクラブの支援を通じた地域スポーツの活性化」を盛り込んでおり、今後、取組みの参考とさせていただきます。</p>
10	<p>大阪スポーツコミッション（OSAKA SPORTS PROJECT）の財源、金額、構成団体からの拠出額、定款、予算、事業計画等が不明なので明らかにしてください。それらによって意見のあり方が変わってきます。</p> <p>これらの情報が公開されず、この団体の遂行能力や公正性等が府民にとって不明なまま、この団体を計画に盛り込むことは不適切です。</p>	<p>今年1月に設立した大阪スポーツコミッション（OSAKA SPORTS PROJECT）に係る予算、財源は、大阪府予算編成過程公表サイトに公開しています。また、目的、構成団体等については、府ホームページをに掲載しており、今後、取組みにしても情報発信していく予定です。</p> <p>・大阪府予算編成過程公表サイト： https://www.pref.osaka.lg.jp/yosan/detail/index.php?year=2022&acc=1&form=01&proc=6&ykst=2&bizcd=20200080&seq=1&eda=01220218</p> <p>・府ホームページ：https://sports.pref.osaka.jp/osaka-sports-project/</p>

第4章 施策の具体的方向性 2の柱 成長するスポーツで楽しいまちづくり	
11	<p>「1 様々な形のスポーツツーリズムの推進」を削除してください。</p> <p>スポーツツーリズムがもたらす刺激や感動は趣味娯楽であり不要不急です。個人と民間企業で作れば良いのであって、公的支援を使ってもたらす必要はありません。</p>
12	<p>スポーツ産業の営業活動に行政が加担することになっており、競合する産業との関係において、公平性に欠けます。</p> <p>「トップスポーツチームとのネットワーク」や「コーディネーターの役割」に関する能力は、民間において有しておくべきであって、行政が関与する必要はありません。</p>
第6章 計画の進捗管理	
13	<p>「例えば、本計画では、SDGsの視点を盛り込み、」から「SDGsにかかわる新たな取組等が国から示されることも考えられる。」までを削除してください。</p> <p>「考えられる」という仮定を前提として計画を策定することは不適切です。</p>

第3次大阪府スポーツ推進計画は、スポーツ基本法に基づき、国の第3期スポーツ基本計画を参酌しつつ、大阪府スポーツ推進審議会からの答申を踏まえ、大阪府として取りまとめたものです。

いただいた内容につきましては、ご意見として承るとともに、本計画について、広く府民等に周知を行い、計画がめざすスポーツ像や基本理念等について、正確な理解と共有が図られるよう、努めていきます。

なお、スポーツツーリズムについては、府外からの交流人口の拡大のみならず、府民の健康増進、移動と消費を通じた域内の活性化等多様な効果が見込まれるものとして、推進していくこととしています。

第3次大阪府スポーツ推進計画は、スポーツ基本法に基づき、国の第3期スポーツ基本計画を参酌しつつ、大阪府スポーツ推進審議会からの答申を踏まえ、大阪府として取りまとめたものです。

いただいた内容につきましては、ご意見として承るとともに、本計画について、広く府民等に周知を行い、計画がめざすスポーツ像や基本理念等について、正確な理解と共有が図られるよう、努めていきます。

なお、大阪スポーツコミッションでは、トップスポーツチーム、スポーツ団体や経済団体等と一体となって、生涯スポーツの振興並びにスポーツツーリズムの推進を一層図っていくこととしています。

第3次大阪府スポーツ推進計画は、スポーツ基本法に基づき、国の第3期スポーツ基本計画を参酌しつつ、大阪府スポーツ推進審議会からの答申を踏まえ、大阪府として取りまとめたものです。

いただいた内容につきましては、ご意見として承るとともに、本計画について、広く府民等に周知を行い、計画がめざすスポーツ像や基本理念等について、正確な理解と共有が図られるよう、努めていきます。

なお、国の計画において、「計画中における評価の実施」が盛り込まれており、こうした国の動向等を踏まえ、本計画の見直しを検討していくこととしています。